

奨学金返済額を 助成します！



栗山町

栗山町に就業(定住)し、奨学金返済額の助成を受けよう！

(移住者の他、栗山在住の方も対象)



栗山町U I ターン等促進奨学金返済助成

1 対象の奨学金

- ・独立行政法人日本学生支援機構の第1種奨学金と第2種奨学金
- ・全国社会福祉協議会生活福祉資金貸付制度における教育支援資金
- ・その他町長が認める奨学金
※給付型の奨学金や介護福祉士等修学資金等の返還免除型の奨学金は対象になりません。

2 対象者

★次の全てに該当する方

- ・大学等を、2019年1月以降に卒業した方
※大学等とは・・・大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程に限る)等
- ・2019年3月以降に町内の企業等に正規雇用(公務員等を除く)された方、又は起業をした方
- ・2019年3月1日以降に栗山町の住民登録のある方※転勤により移住した場合は対象になりません。
- ・資格申請日から5年間、栗山町に居住する意思がある方
- ・資格申請をする年の4月1日現在で27歳以下である方
- ・奨学金の貸与を総額50万円以上受けた方
- ・町税等の滞納のない方
- ・暴力団員や暴力団関係者でない方

くりやまに、
住んでくり。

栗山に5年以上居住を！

3 助成額

- ・1年間に返済した額の2分の1以内(上限額年15万円)
※登録後から3年度間の助成をします。
※奨学金を返済した年度の翌年度に助成をします。

くりにイトするまち



KURIYAMA TOWN

助成金交付までの流れ（例）

大学等の卒業年度 R4	就職した年度 R4	R5年度	R6年度	R7年度
大学等を卒業	就職、起業			
10月から奨学金の返還開始				
	① 登録申請 R5.3.31 までに	② 交付申請 前年度に返還した6か月分 4月～3月末まで ③ 交付請求	② 交付申請 前年度に返還した12か月分 4月～3月末まで ③ 交付請求	② 交付申請 前年度に返還した12か月分 4月～3月末まで ③ 交付請求

まずは登録を！

※初年度は6か月分しか対象とならないため、R5年度は請求せず、R6年から3年間対象とする事も可能。

① 登録申請

必要書類を町へ提出。審査後に、町から登録決定通知書を送付します。

- 1 栗山町UIターン等促進奨学金返済助成事業資格登録申請書
- 2 大学等を卒業したことを証する書類(卒業証書の写し又は卒業証明書)
- 3 就職又は起業したことを証する書類(雇用契約書の写し、税務署等へ提出した事業開始届の控え等)
- 4 奨学金の返済予定額を証する書類(貸与奨学金返還確認票)
- 5 住民票の写し

一年経ったら忘れず申請を！

② 交付申請

助成金の資格決定を受けた年度の翌年度以降に、前年度に返還した奨学金に係る助成の交付を申請。

次の必要書類を町へ提出。審査後に、町から交付決定通知書を送付します。

- 1 栗山町UIターン等促進奨学金返済助成金交付申請書
- 2 雇用証明書(各年度の4月1日以後に発行されたもの)
- 3 住民票(各年度の4月1日以後に発行されたもの)
- 4 前年度に返済した奨学金の額を証する書類(日本学生支援機構が発行する入金一覧表等)

2年以内に申請がないと登録が解除されます。

※各年度の4月1日時点で、次の要件の全てに該当する方でなければ、助成金の交付を受けることができませんのでご注意ください。

ア 登録申請日から継続して、栗山町内に居住し、かつ、就業又は起業をしている方であること。

(事業主の都合による解雇、転勤等の事情が発生した場合は、ご相談ください)

イ 奨学金の返済に滞納がないこと。

ウ 町税等の滞納がないこと。

エ 暴力団員や、暴力団関係者でないこと。

詳細はこちら →



③ 交付請求

交付決定通知書を受けた方は、次の必要書類を町へ提出してください。

審査後に、町から助成金を交付します。

- ・栗山町UIターン等促進奨学金返済助成交付請求書